

○航空法施行規則第百五十条第五項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかるず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示

平成二十年七月一日

国土交通省告示第八百四号

改正 令和六年十二月十九日 国土交通省告示第千三百六十一号

航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第五十六号）附則第三条の規定に基づき、航空法施行規則第百五十条第五項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかるず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示を次のようく定める。

航空法施行規則第百五十条第五項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない

航空機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるもの及び当該航空機が同項の規定にかかるらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第五項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が定めるものは、自衛隊が使用する航空機（防衛大臣が適当であると認める航空機用救命無線機を装備したものに限る。以下同じ。）並びに衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機であつてハネウェル式一一五二六八二一二型及び同式一一五二六八二一三型以外のものを装備することが困難な航空機（衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機以外の航空機用救命無線機を一以上装備するものに限る。以下同じ。）とし、これらの航空機が同項に規定する航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間は、自衛隊が使用する航空機にあつては平成二十年七月一日から当分の間とし、衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機であつてハネウェル式一一五二六八二一二型及び同式一一五二六八二一三型以外のものを装備することが困難な航空機にあつては平成二十五年七月十九日から当分の間とする。

附 則（平成二十年七月一日）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（航空法施行規則第百五十条第一項又は第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であつて技術上の理由その他のやむを得ない理由により同条第一項又は第四項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難なもの及び当該航空機が同条第一項及び第四項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の廃止）

2 航空法施行規則第百五十条第一項又は第四項の規定により航空機用救命無線機を装備しなければならない航空機であつて技術上の理由その他のやむを得ない理由により同条第一項又は第四項に規定する航空機用救命無線機を装備することが困難なもの及び当該航空機が同条第一項及び第四項の規定にかかわらず航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示（平成十五年国土交通省告示第二百十三号）は、廃止する。

附 則（平成二十五年七月二十五日）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年七月十九日から適用する。

附 則（令和六年十二月十九日）

（施行期日）

この告示は、航空法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十八号）附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日（令和七年一月一日）から施行する。